

福井医療大学大学院学位授与規程

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条及び福井医療大学大学院学則（以下「学則」という。）第35条の規定に基づき、福井医療大学大学院（以下「本大学院」）において授与する学位について必要な事項を定めるものである。

(付記する専攻分野)

第2条 本大学院において授与する学位は修士とし、付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

研究科	専攻	専攻分野の名称
保健医療学研究科	保健医療学専攻	保健医療学

(学位授与の要件)

第3条 修士の学位は、学則第34条の規定に基づき、本大学院の修業年限以上在学し、所定の要件単位を修得し、かつ必要な研究指導を受け、修士論文を提出し、その審査に合格した者に授与する。

(学位論文の提出)

第4条 学位論文の審査を申請する者は、論文審査申請書に所定の書類を添えて、研究指導教員の承認を得て、研究科会議に提出するものとする。

(論文審査会)

第5条 修士学位論文の審査は、研究科会議に設ける論文審査会において、修士論文審査委員がこれを行う。

- 2 修士論文審査委員には主任審査委員（主査）を置き、ほかに副審査員（副査）2名を加えることとする。
- 3 学位論文審査基準については、別に定める。

(最終試験)

第6条 修士の学位に関する最終試験は、修士論文審査委員が行う。

- 2 最終試験は、修士学位論文を中心として、これに関連ある学問領域にわたる試問の方法によりこれを行う。
- 3 最終試験は口頭試問による。

(論文審査会の報告)

第7条 論文審査会は、学位論文の審査及び最終試験を終了したときは、すみやかに論文審査の要旨に最終試験の成績を添え、研究科会議に文書で報告する。

(審議及び審議結果の報告)

第8条 研究科会議は、前条の報告に基づき、論文審査会の審査結果について審議する。

(学位の授与)

第9条 学長は、前条の報告に基づいて学位授与の可否を決定し、学位を授与することが決定した者に対しては、所定の学位記を交付するものとする。

2 学位を授与できないものと決定した者には、その旨を通知する。

(学位名称の使用)

第10条 本大学院の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「福井医療大学」と明記するものとする。

(学位論文の公表)

第11条 修了の認定を受けた者は、認定を受けた日から修了式までに修士論文発表会を公開の場で行うこととする。

2 学位を授与された者は、授与された日から1年以内にその学位論文を書籍又は学術雑誌等により、印刷公表するものとする。

(学位授与の取消)

第12条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、研究科会議の議を経て当該学位を取消することができる。

2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(報告)

第13条 本学は、修士の学位を授与したときは、授与した日から3ヶ月以内に、所定の学位授与報告書を文部科学省に提出するものとする。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、研究科会議及び大学運営会議の議を経て、理事会の承認を得た上で、学長がこれを行う。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。